

# 持続化給付金の給付額における 10万円未満の金額の取り扱いについて

令和2年5月9日  
中小企業庁

持続化給付金の給付額の算定に当たっては、これまで10万円未満の金額を切り捨てていましたが、今後は10万円未満の金額について切り捨てを行わず、上限額の範囲内において、算定結果の1円未満の金額を切り捨てて給付することといたします。

当面、迅速に給付を進める観点から、申請画面においては10万円未満の金額を切り捨てて給付額を算定し、当該金額を先行して振り込ませていただきます。その上で、10万円未満の切り捨てられた金額については、後日追加での給付を行います。追加の給付を受けるための再度の申請は不要です。

なお、5月8日に振り込みが完了した方々についても、切り捨てられた金額を追加で給付します。

皆様にはご不便をおかけしますが、可能な限り早期に確実にお届けするよう全力をあげて取り組んでまいります。